○農林水産省告示第七百四十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第八号）の施行に伴い、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

第一号及び第二号中「第二条第一項第三号」を「第三条第三号」に改める。

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号中「第十三条第一項第四号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同号を第四号とし、第六号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号を第五号とする。

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号。以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第八号）の施行に伴い、平成十八年八月十八日農林水産省告示第千百八十七号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第一条第一号ただし書の農林水産大臣が定める規模等を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

平成十八年八月十八日農林水産省告示第千百八十七号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第一条第一号ただし書の農林水産大臣が定める規模等を定める件）を廃止する告示

平成十八年八月十八日農林水産省告示第千百八十七号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第一条第一号ただし書の農林水産大臣が定める規模等を定める件）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年度以前の年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省・国土交通省告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十五項各号及び第三十九条の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を指定する件の一部を改正する告示

租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を指定する件（平成二十六年農林水産省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表一各号列記以外の部分中「第十九号までに掲げる装置」の下に「、機器及び船型」を加え、「装置及び」を「機器及び装置並びに」に改め、同表第十八号中「ものに限る。）」の下に「、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　船尾装着フィン

別表一第十八号ニを削る。

別表二一の項各号列記以外の部分中「第四号までに掲げる装置」の下に「、機器及び船型」を加え、「装置及び」を「機器及び装置並びに」に改め、同項第三号中「推進関係機器」の下に「、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　船尾装着フィン

別表二一の項第三号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　空気潤滑システム

別表二一の項第三号に次のように加える。

ト　バトックフロー船型

チ　エラ船型

リ　船尾バルブ

ヌ　バルバスバウ

別表二一の項第四号中「もの」を「全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具」に改め、同表２の項各号列記以外の部分中「第六号までに掲げる装置」の下に「、機器及び船型」を加え、「装置及び」を「機器及び装置並びに」に改め、同項第二号中「推進関係機器」の下に「、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　船尾装着フィン

別表二二の項第二号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　空気潤滑システム

別表二二の項第二号に次のように加える。

ト　バトックフロー船型

チ　エラ船型

リ　船尾バルブ

ヌ　バルバスバウ

別表二二の項第六号中「もの」を「全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具」に改める。

別表二二の項各号列記以外の部分中「装置」の下に「、機器及び船型」を加え、同項第三号中「推進関係機器」の下に「又は推進効率改良型船型」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　バトックフロー船型

別表二二の項第三号に次のように加える。

ニ　バルバスバウ

附　則

この告示は、公布の日から施行する。